

Vol.50「ビジネス ツールとしての知的財産権」

このレポートページは今号で50回を迎えることができました。その第1回のタイトルが「**デザイン保護・それはデザインの環境の整備**」です。デザインをビジネスの中で、価値あるものとして取り扱っていくには、どのように対すれば良いのかを理解するために、知的財産・知的財産権に関するさまざまな事柄を会員の皆さまにお知らせすると同時に、皆さまと一緒に考えて行くことができればとの思いからスタートしました。

JPDA内部だけに留めず、広く社会に発信することで、情報の共有と状況の周知を進めていけたらと、デザイン制作に関わる立場からのレポートを続けてまいりました。心がけたのは客観的で確かな情報の提供の積み重ねをしながら、デザイナー・制作現場からの「こう有って欲しい」という想いを紡ぐことです。

委員会からの発信の足元を確かなものにするために、知的財産法に関わる多くの専門家・専門機関のご協力をいただき、中でも特許庁意匠課からの寄稿で、このレポートページの道筋をつけることができました。Vol.50を次のステップへの足がかりとしたいと、「**知的財産権を学ぶデザイナーに向けてのメッセージ**」をJPDAとJPDAデザイン保護委員会がたいへんお世話になりました川崎芳孝氏（特許庁審判部上席部門長）にお願いました。

（2013年10月1日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子）

● 情報発信

デザイナーにとっての知的財産権の知識

特許庁審判部 第34部門（意匠） 上席部門長 川崎芳孝

JPDAデザイン保護委員会が中心となって、デザイン保護のため、知的財産権について考えていただいているこのHPへ、久しぶりに寄稿させていただきます。それも、第50回目という記念すべき回に寄稿させていただく機会をいただき、大変感謝しております。

さて、記念すべき回ということで、委員長より、デザイナーが知的財産権の知識を持つことの意義、デザイナーにとっての意匠権の有効な使い方について、というテーマをいただいておりますので、それに沿って、私の考えをお話したいと思います。

1.デザイナーが知的財産権の知識を持つことの意義

知的財産権とは、いうまでもなく、意匠権、特許権、実用新案権、商標権、そして、著作権等を指しますが、これら知的財産権の知識を持っていないと支障の出る一番の場面は、自分の作品が他人に模倣された時、そして、自分の作品が模倣だと他人から警告を受けた時ではないでしょうか。

もっとも、これら知的財産権の知識を持っていないとも、自分の作品が他人に模倣された時は、悔しい思いさえ我慢すれば、模倣されたことを放っておいても、支障はないでしょう。

そして、それ以上、事態が悪化（例えば、裁判所で争う等）することも考えられません。もちろん、悔しい思いをしないために、知的財産権に詳しい知識を持つ専門家（弁護士、弁理士等）に相談すれば、模倣者が模倣品を販売しないようにすること、あるいは模倣者に損害賠償請求等することは可能です。

一方、自分の作品が模倣だと他人から警告を受けた時は、どうでしょうか？

「私は模倣なんかしていない。単なる言いがかりだ。」などと考えて、警告を放っておいたならば、事態は、どんどん悪化するでしょう。 裁判所から、呼出状が来ることも想像に難くありません。もちろん、このような場合にも、知的財産権に詳しい知識を持つ専門家（弁護士、弁理士等）に相談すれば、対処は可能でしょう。

しかし、ここでもう一度考えてみましょう。なぜ、他人から模倣だと警告を受けてしまったのか？

それは、**どのようなデザインが知的財産権の法律上で模倣となるのか、そして、デザインをする上で、知的財産権の法律上模倣とならないようにするためには、最低限何をしなければならないのか、**という知識を持っていなかったことが一因と言えるのではないのでしょうか。

つまり、知的財産権の知識を持つことは、少々おこがましいとのご批判を覚悟で申し上げれば、「**他人の権利を尊重する**」という、デザインをする上での最低限の**デザインマナー、デザイン作法**を知ることと言えるのではないのでしょうか。

デザイン系大学では、近年、学生に知的財産権を教えているところが、だいぶ増えてきたように見受けられますが、単に、法律の概要を教えるだけではなく、「他人の権利を尊重する」というデザインマナー、デザイン作法、具体的には、他人の意匠権、特許権等を検索する方法や自分のデザインが他人の権利と抵触しそうな場合の対処方法等を是非教えていただきたいと思っています。

皆さんも是非時間を見つけて、知的財産権の知識をもっと広げていただければ、きっと役に立つときがあると信じています。

2.デザイナーにとっての意匠権の有効な使い方

まず、意匠権は、「**銚盾**」であることを思い出しましょう。

意匠権で、模倣者に対して、模倣品を差し止めたり、損害賠償を請求したり、また、実施許諾等によりロイヤリティー収入等を得ることは、積極的に相手に打って出る「**銚**」の面です。 一方、意匠権を取得することによって、ライバル等から警告を受けないようにビジネスの安定性を確保することは、相手から自分のデザインを守る「**盾**」の面と言えるでしょう。 このように、意匠権は、デザイン活動において、攻撃と防御という2面性を持っています。

それでは、デザイナーにとって、このような意匠権をどのように使えば有効でしょうか。

結論から言えば、「これが意匠権の有効な使い方です」というものは、ないと思っています。敢えて申し上げれば、「**意匠権は、デザインをする上での一つの道具**」である、と考えてみてはいかがでしょうか。 道具ですので、それをどのように使えば、デザイン活動に有効かは、それぞれのデザイナーの使い方次第です。

そして、意匠権は、デザインをする上で、必要不可欠な道具かといえば、無くともデザイン活動に、とりあえず支障はありません。しかし、いざというときに役に立つ道具であることは、前述したとおりです。 それは、例えば、一度に100枚の紙をきれいに切れる、切れ味の良いカッターナイフのようなものと言えるでしょう。一度に100枚の紙を切る場面は、そんなに多くはないでしょうが、いざそういう場面に遭遇したときに、そのようなカッターナイフを持っていれば、デザイン活動に大いに役立つことでしょう。

ふだんは、「それ」を飾っておくだけでいいかもしれません。「それ」を持っているというだけで、デザインをする上で、安心感が得られることでしょう。また、周りの人も、飾ってある「それ」を見て、皆さんのデザインに対する評価が変わるかもしれません。でも、安易に振り回してはいけません。周りの人を傷つけるおそれがあり、周りの人から敬遠されてしまいます。「それ」を手に入れるためには、多少の費用がかかりますが、「それ」の使い方によっては、皆さんのデザイン活動にきっと役立つときがくると思っています。切れ味の良いカッターナイフのように・・・



以上、第50回目という記念すべき回にふさわしい内容であったかは、自信がありませんが、引き続き、デザイン保護のため、知的財産権について考えていただければ幸いです。

● 活動報告B

2013年度 第1回 D-8デザイン保護研究会

2013年8月29日(木) 18:30~21:00

東京ミッドタウン・デザインハブ5F 日本デザイン振興会 会議室にて開催された。

参加者：DSA 3名/JAGDA 1名/JID 1名/JIDA 3名/JJDA 3名/JPDA 3名/SDA 2名/JCDA欠席 /オブザーバーとして経済産業省デザイン政策室 1名

1. D-8運営会議の内容報告
 2. JJDA委員よりレポート「製作現場でのフィーの取り決めと契約の有無」
 3. 画面デザインの「物品」を離れた意匠法の保護拡大についての意見交換
- 企画推進案件として、意匠法勉強会「部分意匠の関連意匠登録事例集・その他」の実施に向け具体化していくことを確認する。

次回予定

2013年11月29日(木) 18:30~21:00

東京ミッドタウン・デザインハブ5F JAGDA 会議室、または日本デザイン振興会 会議室

◆このページに限らずVol.1~これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。